



# 富士通グループ サステナブル調達指針

2025年6月 第1.1版

富士通株式会社  
グローバルサプライチェーン本部

# 目次

## I. はじめに

## II. すべてのお取引先に遵守いただく事項

1. 労働
2. 安全衛生
3. 環境
4. 倫理
5. 管理システム

## III. 材料・部品・ハードウェア製品等のお取引先に遵守いただく事項

レスポンシブル・ビジネス・アライアンス（RBA）行動規範

版数	年月	内容
第1版	2023年11月	富士通グループサステナブル調達指針を制定
第1.1版	2025年6月	・別冊「RBA 行動規範の解説について」を指針本文から削除 ・「Ⅲ. 材料・部品・ハードウェア製品等のお取引先に遵守いただく事項」説明 表記変更

## I. はじめに

富士通グループは、デジタルサービスによってネットポジティブを実現するテクノロジーカンパニーに向け、様々なお客様に対して、幅広い領域のプロダクト、サービス、ソリューションを提供しています。

富士通グループのパーパスは、イノベーションによって社会に信頼をもたらす、世界をより持続可能にしていくことです。このパーパスの実現を目指してこれまでの経験とテクノロジーを生かし、お客様に価値を提供し、信頼ある社会づくりに貢献します。富士通グループは、パーパスを軸に、大切にしている価値観、行動規範で構成される「Fujitsu Way」に基づき、全ての事業を展開しています。

パーパスの実現には、財務に加えて非財務面での経営指標も定め、社会に対して長期的で安定した貢献を行い、それが当社自身の成長機会の創出にもつながるサステナビリティ経営が必要です。「Fujitsu Way」の行動規範は、サステナビリティ活動を推進するための柱としています。富士通グループは、ステークホルダーとコミュニケーションを図りながら、さらなる企業価値の向上と国際社会・地域社会への貢献を目指しています。

また、富士通グループは、2017年3月にサプライチェーンにおけるサステナビリティ向上に取り組む世界最大の推進団体である Responsible Business Alliance (RBA) に加盟し、調達活動におけるサプライチェーンでのサステナビリティ調達推進に向け、RBA の行動規範に則り、お取引先とともにサステナビリティ調達の取り組みを展開してきました。2018年には、RBA の行動規範(Code of Conduct)<sup>\*1</sup>を「富士通グループ CSR 調達指針」に採用し、本指針を自ら遵守するとともに、お取引先に対しても、本指針の理解と遵守を求めてきました。

今般、富士通グループは、こうした取り組みを自社視点の CSR の観点から社会視点のサステナビリティに移行すべく、同指針を改訂し、「富士通グループサステナブル調達指針」へ名称を変更しました。

**普遍的なお願い事項を「すべてのお取引先に遵守いただく事項」(第Ⅱ部)に抄本として整理しました。**

**材料・部品・ハードウェア製品等のお取引先が有るお取引先につきましては、第Ⅱ部に加え、RBA の行動規範(全文)を「材料・部品・ハードウェア製品等のお取引先に遵守いただく事項」(本書第Ⅲ部)として適用することとしましたので、第Ⅲ部も併せてご一読願います。**

富士通グループは「公正と平等を重んじ、ダイバーシティ&インクルージョンを推進します」という考えに基づき、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン (DE&I) の取り組みを進めてきました。DE&I に対するより包括的・全体的なアプローチを通じて、自社のビジネスだけではなく、技術やソリューションが社会に与える良いインパクトについても視野に入れ、持続可能な社会の実現を目指しています。国連グローバル・コンパクトと UN Women が共同で作成した「女性のエンパワーメント原則」の CEO ステートメントに 2017 年度に署名し、同原則への賛同を表明しました。また、2018 年度には、同じく国連が公表した「LGBTI<sup>\*2</sup>に関する企業行動基準」に日本企業として初めて賛同を表明するなど、グローバルなダイバーシティ推進の動きを積極的に取り入れています。自社内およびサプライチェーンにおける多様な文化に敬意を示し、尊重します。

\*1 RBA Code of Conduct : <http://www.responsiblebusiness.org/code-of-conduct/>

\*2 LGBTI: Lesbian, Gay, Bi, Trans, Intersex (国連「LGBTI\*に関する企業行動基準」による定義)

## Ⅱ. すべてのお取引先に遵守いただく事項

本章は、富士通グループのすべてのお取引先およびパートナーに適用されます。  
文中にある「私たち」は、お取引先およびパートナーのことを意味します。

なお、材料・部品・ハードウェア製品等の取引があるお取引先におかれましては、本章に加えて、RBA 行動指針 (第Ⅲ章ご参照)を遵守し、お取引先のサプライチェーンにもご展開ください。

## Ⅱ. すべてのお取引先に遵守いただく事項

### 1. 労働

#### 1.1 雇用の自由選択

私たちは強制労働を使用しません。

私たちは労働者が雇用契約に基づいて雇用関係を終了する意思を尊重します。

私たちは国際的に認められた人権の擁護を支持し尊重するとともに、人権に関する法令を遵守します。

人権が守られない場合は調査し、真摯に対応します。

私たちは労働者に母国語で記述した雇用契約書を提供します。労働者との合意あるいは現地法の定めによらない雇用契約の変更は行いません。

法律の定めによる場合を除き、私たちおよび人材斡旋業者は、従業員の政府発行の身分証明書または移民関連文書を保持したり、破棄したり、労働者がそれらを利用できないようにすることをいたしません。

就職斡旋手数料や雇用に関わるその他の手数料を、労働者が雇用者に支払わせることはいたしません。

#### 1.2 若年労働者

私たちは児童\*労働を使用しません。

18歳未満の労働者(若年労働者)を夜勤や時間外労働を含む、心身が危険にさらされる可能性がある業務に従事させません。

#### 1.3 労働時間

私たちは、従業員の労働時間が現地法で定められている限度を超えないようにします。

#### 1.4 賃金および福利厚生

私たちは、法定最低賃金や時間外労働賃金を含め、法律の定めに従って賃金を支払います。

私たちは、懲戒処分として賃金の支払いを留保しません。また私たちは、賃金の計算根拠が記載された給与明細書を労働者に交付します。

#### 1.5 人道的待遇

私たちは自社またはサプライチェーンにおいて、労働者に対するいかなるセクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な抑圧、または言葉による虐待などの不快なもしくは非人道的な待遇、またこのような待遇の恐れがないようにします。これらの要求事項に対応した懲戒方針および手続きは、明確なかたちで労働者に伝えられなければなりません。

\*ここでいう「児童」とは、15歳、義務教育を修了する年齢、または国の雇用最低年齢の内、いずれか最も高い年齢に満たない者を指します。法規制を遵守するための職場での研修プログラムを実施することが望ましいです。

## Ⅱ. すべてのお取引先に遵守いただく事項

### 1.6 差別／ハラスメントの排除

私たちはあらゆる形の差別またはハラスメントを許容しません。

私たちは、すべての従業員、顧客、取引先が、年齢、性別・性自認・性表現・性的指向、人種・民族・種族的出身・国籍、宗教的信条、障がいの有無、社会的背景、政党への所属、結婚・婚姻、介護や扶養家族の有無など、個人の特性に関わりなく賃金、昇進、報酬および教育訓練の機会、採用や雇用実務において寄与でき目標に向かって前進できる開放的な職場環境を創ることに全力を注ぎます。

私たちは富士通グループの承認する取引先として、富士通グループ、顧客、取引先の従業員とやりとりするとき、場所や法域に関係なく、このコミットメントに沿って行動します。

### 1.7 結社の自由

私たちは現地法に従い、すべての労働者の自らの意思による労働組合結成・参加、団体交渉、平和的集会への参加の権利を尊重するとともに、それらを差し控える労働者の権利も尊重しなければなりません。労働者あるいは彼らの代表者は、差別、報復、脅迫、またはハラスメントを恐れることなく、労働条件および経営慣行に関する意見および懸念について経営陣と率直に意思疎通を図り、共有できなければなりません。

### 1.8 サプライチェーンの多様性

私たちはイノベーションが生まれる文化を醸成していくために、多様な取引先との協業を推進します。

### 1.9 アクセシビリティ

私たちは、障がいや健康不安を抱える従業員が効果的に職務を遂行し、潜在能力を発揮し、私たちの成功に寄与できるように、職場を調えることに専心します。

私たちは自社が提供する製品やサービスが確実に利用できるよう調えることに努めます。

## Ⅱ. すべてのお取引先に遵守いただく事項

### 2. 安全衛生

#### 2.1 職務上の安全

労働者の潜在的な安全衛生上の危険源に対する曝露は、特定、評価、制御され、継続的な安全衛生教育が提供されなければなりません。危険源を適切に管理することができない場合、労働者には適切で正しく維持管理された個人保護具、およびこれらの危険源に関連するリスクに関する教材が会社から無償提供されなければなりません。

#### 2.2 緊急時への備え

潜在的な緊急事態や非常事態を、特定、評価し、労働者の教育訓練、適切な火災報知器や消火設備、わかりやすく障害物のない出口、適切な避難施設や復旧計画を含む緊急計画および対応手順の実施により、その影響を最小限に抑えなければなりません。

#### 2.3 労働災害および疾病

労働災害ならびに疾病を防止、管理、追跡、および報告する手順および仕組みが運用されなければなりません。

#### 2.4 衛生設備、食事、および住居

私たちは、労働者に清潔なトイレ施設、飲料水の利用、および衛生的な食品の調理、保存、ならびに食事のための施設が提供されることを保証します。私たちまたは人材斡旋業者が提供する労働者の寮は、清潔かつ安全に維持され、適切な緊急時の非常口、入浴およびシャワーのための温水、適切な照明、冷暖房、換気、個人的な所有物ならびに貴重品を保管するための個別に確保された施設、および適切に出入りできる妥当な広さの個人スペースを提供しなければなりません。

#### 2.5 安全衛生のコミュニケーション

私たちは、労働者の母国語または理解できる言語で、労働者が曝露することになるあらゆる職場の危険源について、適切な職場の安全衛生情報と教育訓練を労働者に提供しなければなりません。労働者は、安全衛生の懸念を提起するよう奨励されなければなりません。

## Ⅱ. すべてのお取引先に遵守いただく事項

### 3. 環境

#### 3.1 環境許可と報告

私たちは、必要とされるすべての環境許可証(例：危険物保管場所)、認可書、および登録書を取得・維持し、最新の状態に保ち、その運用および報告に関する要求事項を遵守することを保証します。

経営に脅威をもたらす著しい環境懸念を特定したときには富士通グループに伝えます。

私たちは、サプライチェーンにおける環境への好影響につながる経営上の見直しの機会について(その情報開示が私たちの事業に不利にはたらいたり、秘密保持義務違反となったりしない限り)積極的にコミュニケーションします。

#### 3.2 汚染防止と資源削減

私たちは汚染物質の排出や廃棄物の発生を自社およびサプライチェーンにおいて無くすか最小限に抑えることを目指します。

私たちは、水、化石燃料、鉱物、使い捨てプラスチックおよび原生林産物の使用を節約し、可能であれば再生可能な代替品に置き換えます。

私たちは可能な限り自社の廃品を再利用またはリサイクルすることにより、自然環境を保護します。それが可能でないときには、私たちは、廃棄物が現地法に従って環境にやさしい方法で廃棄されることを保証します。

私たちは、可能な限り自社における環境データの主要目標値を開示し、顧客が自社の広範囲にわたる環境影響を理解できるようにします。

私たちは自社およびサプライチェーンにおいて、業務の遂行、指針および教育を通じて、環境の持続可能性を推進します。

#### 3.3 有害物質

私たちは、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質、廃棄物、およびその他の物質を、特定、表示、および管理し、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄することを保証します。

#### 3.4 エネルギー消費および温室効果ガスの排出

エネルギー消費および温室効果に関連する各種ガスの排出は(自社または管理下の発生源からの直接排出および調達したエネルギーの発生による間接的排出を含む)、その施設あるいは会社全体で追跡、文書化され、削減目標が設定される必要があります。私たちは、エネルギー効率を改善し、エネルギー消費および温室効果ガスの排出を最小化する、コスト競争力のある方法を追求します。

## Ⅱ. すべてのお取引先に遵守いただく事項

### 3.5 物品およびサービスの調達

私たちは、環境の持続可能性に基づいて製品やサービスを購入します。

私たちは、自社の調達プロセスにおける環境の持続可能性を考慮し、また、サプライチェーンにおけるベストプラクティスを奨励します。

## Ⅱ. すべてのお取引先に遵守いただく事項

### 4. 倫理

#### 4.1 ビジネスインテグリティ

(a) 私たちは、ファシリテーション・ペイメント(便宜を図ってもらうための金銭の支払)を含むあらゆる種類の贈収賄や腐敗行為を一切許容しない断固とした方針を採用し、従業員および取引先に周知します。

私たちは自社が関与する贈収賄リスクおよび腐敗リスクを評価し、自社の事業が直面するリスクを把握します。

(b) 私たちは、贈収賄リスクおよび腐敗リスクの低減に向け以下の取り組みを行います。

- ・自社の事業およびサプライチェーンにおける贈収賄を防ぐための手順書を策定し運用します。
- ・自社と取引のあるすべての取引先にデューデリジェンス・チェックを行います。
- ・すべての従業員に、贈収賄や腐敗行為の禁止に関する教育を行います。

#### 4.2 不適切な利益の排除

賄賂またはその他の不正な手段で獲得した利益を提供・受領したり、または提供や受領を約束したり、申し出たり、承認してはなりません。また、ビジネスを獲得・継続するため、またはビジネスを他者に分配するためなど、不当な利益を得るために、直接的・間接的を問わず、取引先を通して、価値のあるものを提供または受領したり、提供や受領を約束したり、申し出たり、認めたりすることも禁止とします。

不適切な利益の排除に向け、以下のことを約束します。

- ・私たちは、非倫理的な行動や違法な手段で、競合先の弱みに付け込むことはしません。
- ・私たちは、取引先とのビジネスにおいて、不当な利益を得るために自身の地位を濫用したり、相手方による経済的合理性を欠く要求や非倫理的な要求に応じたりしません。
- ・私たちは、贈答および接待につき、管理職による承認手続きを整備するとともに、金額や回数をすべて記録します。

#### 4.3 情報の開示

すべての商取引は、透明性をもって実施され、私たちの会計帳簿や記録に正確に反映される必要があります。私たちの労働、安全衛生、環境活動、ビジネス活動、企業構造、財務状況、および業績に関する情報は、適用される規則と一般的な業界慣行に従って、開示されなければなりません。記録の改ざんやサプライチェーンにおける状況または慣行の虚偽表示は容認されません。

## Ⅱ. すべてのお取引先に遵守いただく事項

### 4.4 知的財産

私たちは、知的財産権を尊重し、知的財産権の保護に十分配慮して技術やノウハウの移転を行うとともに、顧客や取引先の情報を保護します。

### 4.5 公正なビジネス、広告、および競争

私たちは、公正なビジネス、広告、および競争の基準を保持し、価格、生産量または販売量、顧客、販売地域の制限に関して、競合他社との合意や協議に加わることはいたしません。

### 4.6 通報者の保護と報復の禁止

私たちは、取引先および自社の従業員の内部通報者に対し、秘密保持と匿名性、その立場を保護することを約束します。ただし、法律などの求めがあった場合には、この限りではありません。

私たちは、内部通報者が報復を恐れずに通報できる仕組みを構築しています。

### 4.7 情報管理

私たちは、自社が事業を展開する国・地域における、あらゆる情報の取扱いに関する法規制を理解し遵守します。加えて、私たちは顧客および顧客から提供される情報の機密性を認識し、適切に取り扱うことを約束します。

私たちはデータの損失あるいは秘密保持義務違反を防止するセキュリティポリシーや手順書を整備します。

私たちは自社が取り扱うデータに適用される機密保護に関するルールを遵守します。

私たちは、取引先、顧客、消費者、および従業員など、ビジネスに関連するすべての人の個人情報に関するプライバシーへの合理的な期待に添うようコミットしなければなりません。私たちは、個人情報の収集、保存、処理、移転、および共有を行う場合、プライバシーおよび情報セキュリティに関する法規制の要求事項を遵守しなければなりません。

\*通報者の定義：会社の従業員もしくは役員、または公務員もしくは公的機関による不適切な行動に関する開示を行う者。

## Ⅱ. すべてのお取引先に遵守いただく事項

### 5. 管理システム

#### 5.1 企業のコミットメント

私たちは本指針の遵守に資する運用手順を整備しています。

管理手順のねらいは、自社および協業者のレピュテーションを守ることです。

私たちは本指針を採用し、展開し、有効性を確認するよう顧客と協力します。

#### 5.2 経営者の説明責任と責任

私たちは、本指針の運用および有効性の確認を確実にするべく、担当役員を任命します。

#### 5.3 法律および顧客の要求事項

私たちは、自社が事業展開する国・地域で適用される法規制を尊重し遵守します。私たちは事業を遂行する前にすべての関連法規制を理解することに尽力し、規定を遵守し、自社の活動を通じて不注意に法規制に違反することのないようにします。

私たちは世間的に容認された商習慣に適合し、取引における常識に従って行動し、自社の取引条件が現地の要求事項に合致していることを入念に確認します。慣習は国によって異なることから、自社が属する国・地域の法律や慣習に加えて、私たちは事業の遂行地における法律、商習慣や現地での要求事項も尊重し理解を深めます。

#### 5.4 改善目標

私たちは、責任ある事業活動のすべての領域において継続的改善に努めます。また、改善結果を測定し富士通グループに共有します。

#### 5.5 取引先の責任

私たちは、本指針の要求事項をサプライチェーンに展開し、取引先に遵守してもらおうべく管理するにあたって、規模に見合う合理的な努力をします。

### Ⅲ. 材料・部品・ハードウェア製品等のお取引先に遵守いただく事項

本章は、富士通グループに製品を供給されるお取引先に適用されます。本文中に「参加企業」とある箇所を、「自社」（お取引先各社）と読み替えて、RBA（Responsible Business Alliance）行動規範の最新版（<https://www.responsiblebusiness.org/code-of-conduct/>）に基づき、事業活動を遂行していただきますようお願いいたします。